

28新大全教支第1-1号

平成28年 4月 1日

各 学 校 長 殿

新 潟 大 学 長

高 橋 姿

[公印省略]

平成29年度教育実習の協力について（依頼）

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

本学学生の教育実習につきましては、平素格別な御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本学では、例年教育実習を希望する学生については、学生の出身校に実習の依頼を申し上げ、御指導をお願いしているところです。

つきましては、貴校出身の学生が、平成29年度に教育実習の受講を希望しておりますので、校務御多忙の折り恐縮に存じますが、当該学生の教育実習について御協力を賜りたく御依頼申し上げますので、何卒よろしくお願いたします。

お手数とは存じますが、別紙「平成29年度教育実習回答書」に、教育実習生の受入れについて差し支えの有無等を御記入の上、学生持参の返信用封筒にて9月末日までに御返送いただければ幸甚に存じます。なお、その場で学生にお渡しいただいても差し支えございません。

御内諾いただきました場合は、貴校はじめ関係機関に正式に御依頼申し上げたいと存じますので、依頼先及びその住所等を御教示いただければ幸いです。

また、誓約書等特別な書類を必要とする場合には、必要な書類及び提出期限・提出先をお知らせいただきますよう、併せてお願いいたします。

敬 具

記

1 教育実習期間について

本学では、高等学校教員免許状の取得のみを希望する場合の教育実習の期間を2週間としております。

また、高等学校教員免許状及び中学校教員免許状の取得を希望する場合の教育実習の期間は、原則として高等学校及び中学校のそれぞれの学校において各2週間、合計4週間としておりますが、いずれかの学校での教育実習の履修が困難の場合は、同一の学校において4週間の履修を可能としております。万一、学生から、このような申し出があった際は、誠に恐縮に存じますが、御高配くださるようお願い申し上げます。

平成29年度の教育実習については、下記の2期（春期及び秋期）を標準の期間としております。ただし、貴校の授業計画及び学校行事等の事情による、期間変更は可能ですので、この期間より前になる場合は、下記連絡先まで御相談いただければ幸いです。

(1) 春 期 平成29年 6月 5日（月）から 6月16日（金）の2週間

(2) 秋 期 平成29年10月23日（月）から11月 3日（金）の2週間

実習期間は、本学の単位認定の関係から2週間を2単位としておりますので、御指定の際は、その点御配慮くださるようお願いいたします。なお、4週間の教育実習の場合は、連続4週間、春・秋で各2週間のいずれでも可能としておりますので、申し添えます。

2 事前・事後指導について

実習生には、貴校での実習に先立ち、本学において事前指導を行い、実習の意義・生徒指導・指導案の作成等について指導いたします。

また、実習終了後には事後指導を行い、指導力向上を目指しています。

3 教育実習評価票等について

実習に必要な教育実習評価票（教育実習の成績を記入していただくもの）・教育実習カード（実習生の出席簿）等は、本学において用意いたします。

4 本件に関する照会先

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地

新潟大学学務部教務課全学教職支援事務室教職支援係

担当：丹野／宮路 Tel:025-262-5524, 5512 Fax:025-262-5504